

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県健康管理事業センター(以下「事業センター」という。)の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、事業センターを主たる職務遂行の場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 事業センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び常務理事の報酬は月額とし、その他の常勤役員及び非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 新たに理事長及び常務理事になった者には、その日から報酬を支給する。
- 5 理事長及び常務理事が、退任又は解職、解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 6 第4項及び第5項の日割計算は、その月の総日数を基礎として計算する。

### (報酬の額の決定)

第4条 事業センターの理事長及び常務理事の報酬月額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 前項を除く役員の報酬は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内において、別表第3に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 理事長、常務理事及び常勤役員の報酬の支給日は、別に定める職員給与規程に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤手当等)

第7条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員には、職務の遂行に伴い発生する交通費を支給し、その計算方法は旅費規程に準ずる。

(役員賞与)

第8条 役員には、役員賞与を支給しない。

(退職慰労金)

第9条 役員には、退職慰労金を支給しない。

(費用)

第10条 事業センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第11条 事業センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

2 理事を兼務する職員については、賞与を職員給与規程に基づき、退職金を退職金規程に基づき支給する。

(改正)

第13条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

## 附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成 24 年 3 月 8 日評議員会議決)

(平成 24 年 3 月 13 日理事会議決)

この規程は、平成 26 年 6 月 5 日から施行する。

(平成 26 年 6 月 5 日評議員会議決)

この規程は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

(平成 27 年 6 月 25 日評議員会議決)

この規程は、令和 4 年 6 月 23 日から施行する。

(令和 4 年 6 月 23 日評議員会議決)

## 別表第 1 理事長及び常務理事の俸給表

(1) 理事長(非常勤の場合)	報酬月額	300,000 円
(2) 理事長(常勤の場合)	報酬月額	1,500,000 円～900,000 円 (実際に支給する月額の評議員会で決める。)
(3) 常務理事	報酬月額	100,000 円

## 別表第 2 役員の報酬日額

(1) 理事	理事会及び評議員会出席の都度、報酬として一人一律	20,000 円
(2) 監事	理事会及び評議員会出席の都度、監事による監査等、 報酬として一人一律	20,000 円

## 別表第 3 評議員の報酬

評議員	評議員会出席の都度、報酬として一人一律	20,000 円
-----	---------------------	----------